

他の政令の改正に係る新旧対照表

○	中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)	(第二十一条第一号関係)	1
○	労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令(平成四年政令第二百九十号)	(第二十一条第二号関係)	3
○	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)	(第二十一条第三号関係)	5
○	確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)	(第二十一条第四号関係)	7
○	金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令(平成十四年政令第二百六十一号)	(第二十一条第五号関係)	8
○	信託業法施行令(平成十六年政令第四百二十七号)	(第二十一条第六号関係)	10
○	公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)	(第二十一条第七号関係)	11
○	消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令(平成十九年政令第七百七号)	(第二十一条第八号関係)	12
○	厚生年金基金令(昭和四十一年政令第三百二十四号)	(第二十一条第一号関係)	13
○	日本銀行法施行令(平成九年政令第三百八十五号)	(第二十一条第二号関係)	14
○	金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令(平成十年政令第三百七十一号)	(第二十一条第三号関係)	15
○	確定給付企業年金法施行令(平成十三年政令第四百二十四号)	(第二十一条第四号関係)	16
○	年金積立金管理運用独立行政法人法施行令(平成十六年政令第三百六十六号)	(第二十一条第五号関係)	17
○	住宅融資保険法施行令(昭和三十年政令第三百二十二号)	(第二十一条第三号関係)	18
○	租税特別措置法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)	(第二十一条第四号関係)	19
○	組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)	(第二十五条関係)	21
○	債権管理回収業に関する特別措置法施行令(平成十一年政令第十四号)	(第二十六条及び第二十七条関係)	22

- 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第百五十六号）（第二十八条関係）----- 23
- 疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第百八十九号）（第二十九条関係）----- 24
- 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（第三十条関係）----- 27
- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）（第三十一条関係）----- 29
- 金融庁組織令（平成十年政令第百九十二号）（第三十二条及び第三十三条関係）----- 30

改正案

（都道府県が処理する事務）

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第九十四条、第九十五条の二第一項及び第二項、第二百五条の三第一項から第四項まで、第二百五条の四第一項から第四項まで、第九十六条第一項から第三項まで、第九十六条の二（第三項を除く。）並びに第九十六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この

現行

（都道府県が処理する事務）

第三十三条 法第九条の二第七項、法第九条の二の三並びに第九条の六の二第一項及び第四項（これらの規定を法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）、法第九条の七の五第二項（法第九条の九第五項において準用する場合を含む。）において準用する保険業法第三百五条、第三百六条及び第三百七条第一項第三号並びに法第九条の九第四項、第二十七条の二第一項、第三十一条、第三十五条の二、第四十八条、第五十一条第二項、第五十七条の三第五項、第五十七条の五、第五十八条の四、第五十八条の七第二項及び第三項、第五十八条の八、第六十二条第二項及び第四項、第六十六条第一項、第九十六条第五項、第九十四条、第九十五条の二第一項及び第二項、第二百五条の三第一項から第四項まで、第二百五条の四第一項から第四項まで、第九十六条第一項から第三項まで、第九十六条の二（第三項を除く。）並びに第九十六条の三に規定する行政庁（管轄都道府県知事を除く。以下同じ。）の権限に属する事務のうち次の各号に掲げるものは、当該各号に定める都道府県知事が行うこととする。

一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行うものを除く。以下この

項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業であるもの(その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。)に関する内閣総理大臣の権限に属する事務その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二〇四 (略)

二〇四 (略)

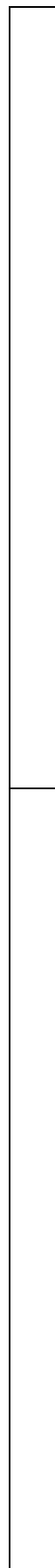
項において同じ。)でその組合員の資格として定款に定められる事業の全部又は一部が貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業であるもの(その地区が都道府県の区域を超えるものに限る。)に関する内閣総理大臣の権限に属する事務その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事

二〇四 (略)

二〇四 (略)

○ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令（平成四年政令第二百九十号）

改正案	現行
<p>(都道府県が処理する事務等)</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一 内閣総理大臣の所管に属する事業（当該事業に係る内閣総理大臣の権限が法令に基づき金融庁長官に委任されているもの（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第一項及び第二項の事業であつて信用協同組合が行うもの並びに同法第九条の九第一項第一号の事業であつて協同組合連合会が行うもの並びに貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を除く。）に限る。）</p> <p>二 五 (略)</p>	<p>(都道府県が処理する事務等)</p> <p>第二条 法に規定する当該業種に属する事業を所管する大臣の権限に属する事務であつて前条第一項各号に掲げる権限に係るもの（法第八条第四項又は第五項に規定する権限に属するものを除く。）のうち、その記載された法第八条第二項第二号に掲げる事業場のすべてが一の都道府県の区域内にある労働時間等設定改善実施計画（次に掲げる事業に係るものを除く。）に係るものは、当該事業場の所在地の属する都道府県の知事が行うこととする。</p> <p>一 内閣総理大臣の所管に属する事業（当該事業に係る内閣総理大臣の権限が法令に基づき金融庁長官に委任されているもの（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の八第一項及び第二項の事業であつて信用協同組合が行うもの並びに同法第九条の九第一項第一号の事業であつて協同組合連合会が行うもの並びに貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を除く。）に限る。）</p> <p>二 五 (略)</p>



○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）

改正案

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>					
標準事務	金額				
一〇百四（略）					
<p>百四の二 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十一条及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td>1 貸金業法第三十一条の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</td> <td>十五万円</td> </tr> <tr> <td>2 貸金業法第三十二条の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査</td> <td>十五万円</td> </tr> </table>	1 貸金業法第三十一条の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	十五万円	2 貸金業法第三十二条の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	十五万円
1 貸金業法第三十一条の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	十五万円				
2 貸金業法第三十二条の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する審査	十五万円				

現行

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>					
標準事務	金額				
一〇百四（略）					
<p>百四の二 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項及び第二項の規定に基づく貸金業者の登録に関する事務</p>	<table border="1"> <tr> <td>1 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査</td> <td>十五万円</td> </tr> <tr> <td>2 貸金業の規制等に関する法律第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する</td> <td>十五万円</td> </tr> </table>	1 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	十五万円	2 貸金業の規制等に関する法律第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する	十五万円
1 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の規定に基づく貸金業者の登録の申請に対する審査	十五万円				
2 貸金業の規制等に関する法律第三条第二項の規定に基づく貸金業者の登録の更新の申請に対する	十五万円				

百四〽百八 (略)	

百四〽百八 (略)	審査

改正案	現行
<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十五 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十八 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>	<p>（金融庁長官の権限の委任）</p> <p>第五十八条 法第十四条第五項の規定により金融庁長官に委任された権限（以下この条において「長官権限」という。）のうち、次の各号に掲げる者に係る法第八十八条第一項の規定による登録の権限は、これらの者に係る当該各号に定める所在地又は住所を管轄する財務局長（当該所在地又は住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任する。</p> <p>一～十六 （略）</p> <p>十五 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者 主たる営業所又は事務所の所在地</p> <p>十八 （略）</p> <p>2～7 （略）</p>

○ 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）

改正案	現行
<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 法第二条第二十九号に掲げる金融機関等（以下「貸金業者」という。）<u>貸金業法</u>（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業</p> <p>十二 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等 <u>貸金業法</u>第二条第一項本文に規定する貸付けの業務</p> <p>十三～十八 (略)</p> <p>(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸金業者に対する長官検査等権限に属する事務は、<u>貸金業法</u>第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するもの限り、都道府県</p>	<p>(金融等業務)</p> <p>第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 法第二条第二十九号に掲げる金融機関等（以下「貸金業者」という。）<u>貸金業の規制等に関する法律</u>（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業</p> <p>十二 法第二条第三十一号に掲げる金融機関等 <u>貸金業の規制等に関する法律</u>第二条第一項本文に規定する貸付けの業務</p> <p>十三～十八 (略)</p> <p>(貸金業者に係る取引に関する行政庁の権限委任等)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 貸金業者に対する長官検査等権限に属する事務は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u>第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者（以下この条において「都道府県貸金業者」という。）に関するも</p>

知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行使
することを妨げない。

4
(略)

のに限り、都道府県知事が行うものとする。ただし、金融庁長官が
自らその権限を行使することを妨げない。

4
(略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>十二～十六 （略）</p>	<p>（免許の基準となる法律の範囲）</p> <p>第四条 法第五条第二項第六号に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十 （略）</p> <p>十一 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>十二～十六 （略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百四十六号）

<p>改正案</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二百七十三（略）</p> <p>二百七十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二百七十五〜四百十六（略）</p>
<p>現行</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二百七十三（略）</p> <p>二百七十四 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）</p> <p>二百七十五〜四百十六（略）</p>

○ 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第七号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のおりとする。 一〜二十三（略） 二十四 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号） 二十五〜三十八（略）</p>	<p>第一条 消費者契約法第十三条第五項第一号の政令で定める法律は、次のおりとする。 一〜二十三（略） 二十四 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号） 二十五〜三十八（略）</p>

改正案	現行
<p>（法第三百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の六 法第三百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p>	<p>（法第三百三十六条の三第一項第四号に掲げる契約を締結することができる金融機関等）</p> <p>第三十九条の六 法第三百三十六条の三第一項第四号に規定する金融機関等は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者（以下「短資業者」という。）であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者</p> <p>2 （略）</p>	<p>（一時貸付けの対象となる金融機関等）</p> <p>第十条 法第三十七条第一項に規定する政令で定める金融業を営む者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者</p> <p>2 （略）</p>

○ 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十一号）

改正案	現行
<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者</p>	<p>金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者</p>

改正案	現行
<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二 (略)</p>	<p>（基金の自家運用に関する契約の相手方）</p> <p>第四十三条 法第六十六条第四項に規定する金融機関等（以下「金融機関等」という。）は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 銀行、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、信用協同組合連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工工業協同組合、水産加工工業協同組合連合会、信託会社、保険会社、無尽会社、金融商品取引業者（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業又は同条第四項に規定する投資運用業を行う者に限る。）及び貸金業法の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に規定する者であつて、日本国内に本店又は主たる事務所を有する法人</p> <p>二 (略)</p>

改正案	現行
<p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第一六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二十三条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者とする。</p>	<p>（有価証券の貸付け）</p> <p>第四条 法第二十一条第一項第五号の政令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第一六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）とする。</p> <p>2 法第二十一条第一項第五号の政令で定める法人は、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）、同法第二十三条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者とする。</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">(資金の融通を業とする法人)</p> <p>第一条 住宅融資保険法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める法人は、<u>貸金業法</u>（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者である法人とする。</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">(資金の融通を業とする法人)</p> <p>第一条 住宅融資保険法（以下「法」という。）第二条第三号の政令で定める法人は、<u>貸金業の規制等に関する法律</u>（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者である法人及び<u>貸金業の規制等に関する法律施行令</u>（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者である法人とする。</p>

改正案	現行
<p>（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第四十一条第一項第一号に規定する資金の貸付けを行う政令で定める者は、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を行う法人（貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第 号）第一条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者に該当する法人を含む。）で住宅の用に供する家屋の建築又は購入に必要な資金の長期の貸付けの業務を行うもの、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、国家公務員共済組合その他財務省令で定めるものとする。</p> <p>7～22（略）</p> <p>（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）</p> <p>第二十六条の三（略）</p>	<p>（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2～5（略）</p> <p>6 法第四十一条第一項第一号に規定する資金の貸付けを行う政令で定める者は、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第一項に規定する貸金業を行う法人（貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第四号に掲げる者に該当する法人を含む。）で住宅の用に供する家屋の建築又は購入に必要な資金の長期の貸付けの業務を行うもの、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、国家公務員共済組合その他財務省令で定めるものとする。</p> <p>7～22（略）</p> <p>（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）</p> <p>第二十六条の三（略）</p>

2
5 (略)

6 法第四十一条の三の二第三項第一号に規定する資金の貸付けを行う政令で定める者は、貸金業法第二条第一項に規定する貸金業を行う法人で住宅の増改築等に必要な資金の長期の貸付けの業務を行うもの、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員共済組合その他財務省令で定めるものとする。

7
21 (略)

2
5 (略)

6 法第四十一条の三の二第三項第一号に規定する資金の貸付けを行う政令で定める者は、貸金業の規制等に関する法律第二条第一項に規定する貸金業を行う法人（貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号に掲げる者に該当する法人を含む。）で住宅の増改築等に必要な資金の長期の貸付けの業務を行うもの、沖縄振興開発金融公庫、国家公務員共済組合その他財務省令で定めるものとする。

7
21 (略)

○ 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）

改正案		別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係） <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">貸金業協会</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">根拠法</td> <td style="text-align: center;">登記事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">資産の総額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				(略)	貸金業協会	(略)	名称	根拠法	登記事項		貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）						資産の総額				
(略)	貸金業協会	(略)	名称	根拠法	登記事項																		
	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）																						
	資産の総額																						
現行		別表一（第一条、第二条、第十二条、第十七条、第十九条関係） <table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(新設)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">名称</td> <td style="text-align: center;">根拠法</td> <td style="text-align: center;">登記事項</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				(略)	(新設)	(略)	名称	根拠法	登記事項												
(略)	(新設)	(略)	名称	根拠法	登記事項																		

○ 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">(貸付債権の主体)</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。） 第二条第一項第一号又の規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十四 (略)</p> <p>(削る)</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p style="text-align: center;">(貸付債権の主体)</p> <p>第一条 債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第 二条第一項第一号又の規定する政令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>一 一十四 (略)</p> <p>十五 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）<u>第一条第四号に掲げる者であつて、この政令の施行の際現に同号の規定により大蔵大臣が指定しているもの</u></p>

○ 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第百五十六号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p style="text-align: center;">（金融業者の定義）</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者</p> <p>二 貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号及び第四号に掲げる者</p> <p>三（略）</p>	<p style="text-align: center;">（金融業者の定義）</p> <p>第二条 法第二条第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者</p> <p>二 貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号から第五号までに掲げる者</p> <p>三（略）</p>

○ 疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）

改正案	現行
<p>(金融機関等の範囲) 第一条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。）、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号に掲げる者、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、</p>	<p>(金融機関等の範囲) 第一条 (略)</p> <p>2 法第五十四条第一項に規定するその他政令で定める者は、保険会社、保険業法（平成七年法律第五号）第二条第七項に規定する外国保険会社等、同条第十八項に規定する少額短期保険業者、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第九項に規定する金融商品取引業者（次条において「金融商品取引業者」という。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社、同法第六十三条第三項に規定する特例業務届出者（次条において「特例業務届出者」という。）、共済水産業協同組合連合会、信託会社、信託業法（平成十六年法律第五十四号）第五十条の二第一項の登録を受けた者、無尽会社、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第五項に規定する不動産特定共同事業者（以下「不動産特定共同事業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）第二条第二項に規定する貸金業者（以下「貸金業者」という。）、貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」とい</p>

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）
第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十七号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）当該特定金融機関等が行う業務

う。）、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十八項に規定する商品取引員（次条において「商品取引員」という。）、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）第二条第二項に規定する保管振替機関、同条第三項に規定する参加者（次条において「参加者」という。）、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関（同法第四十八条の規定により振替機関とみなされる日本銀行を含む。）、同法第二条第四項に規定する口座管理機関（次条において「口座管理機関」という。）、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構及び本邦において外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。次条において「外為法」という。）第二十二条の三に規定する両替業務を行う者（次条において「本邦において両替業務を行う者」という。）とする。

（法第五十四条第一項の規定による届出を行うべき業務の範囲）

第二条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる前条第一項に規定する金融機関及び同条第二項に規定する者（以下「金融機関等」という。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。

一 特定金融機関等（金融機関等のうち次号から第十八号までに掲げるもの以外のものをいう。以下この号において同じ。）当該特定金融機関等が行う業務

二〇十一 (略)

十二 貸金業者 貸金業法第二条第一項に規定する貸金業
(削る)

十三〇十七 (略)

(都道府県知事に届け出るべき金融機関等)

第四条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関等は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 貸金業法第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者

二〇十一 (略)

十二 貸金業者 貸金業規制法第二条第一項に規定する貸金業
十三 住宅金融会社 貸金業規制法第二条第一項本文に規定する貸
付けの業務

十四〇十八 (略)

(都道府県知事に届け出るべき金融機関等)

第四条 法第五十四条第一項に規定する政令で定める金融機関等は、次に掲げるものとする。

一〇三 (略)

四 貸金業規制法第三条第一項の都道府県知事の登録を受けた貸金業者

○ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）

改正案	現行
<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、貸金業協会、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、</p>	<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、高圧ガス保安協会、公営企業金融公庫、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国際協力銀行、国民生活金融公庫、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市議会議員共済会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商工組合中央金庫、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合会、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、中小企業金融公庫、町村議会議員共済会、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、</p>

土地家屋調査士会、都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

都道府県議会議員共済会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本小型自動車振興会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本政策投資銀行、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業金融公庫、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第七十一号）

改正案	現行
<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条第二項（同項に規定する割合を超える割合による利息の受領に係る部分を除く。）又は第三項（同項に規定する割合を超える割合による利息の受領に係る部分を除く。）の罪</p> <p>七（略）</p> <p>八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号又は第四十七条の三第二号（同法第十一条第二項第一号（広告に係る部分に限る。）又は第二号に係る部分に限る。）の罪</p> <p>九（略）</p>	<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第五条第二項又は第三項（同条第二項に規定する割合を超える割合による利息の支払の要求に係る部分に限る。）の罪</p> <p>七（略）</p> <p>八 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第二号又は第四十九条第二号（同法第十一条第二項第二号に係る部分に限る。）の罪</p> <p>九（略）</p>

改正案	現行
<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関する事。</p> <p>イ〜チ （略）</p> <p>リ 貸金業を営む者及び貸金業協会</p> <p>ヌ〜レ （略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>イ〜ソ （略）</p> <p>ツ 貸金業を営む者及び貸金業協会</p> <p>ネ〜ム （略）</p> <p>二〜十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関する事。</p> <p>イ〜チ （略）</p> <p>リ 貸金業を営む者及び全国貸金業協会連合会</p> <p>ヌ〜レ （略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>イ〜ソ （略）</p> <p>ツ 貸金業を営む者及び全国貸金業協会連合会</p> <p>ネ〜ム （略）</p> <p>二〜十三 （略）</p> <p>2 （略）</p>

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十七 (略)

十八 貸金業を営む者及び短資業者等(貸金業法施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条の二第三号及び第四号に掲げる者をいう。)に関する制度の企画及び立案に関すること。

十九〜二十六 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ニ (略)

ホ 貸金業を営む者及び貸金業協会

ヘ〜カ (略)

七〜十一 (略)

十二 商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者(貸金業法施行令第一条の二第四号に掲げる者をいう。)の届出の受理及び実態調査に関すること。

(企画課の所掌事務)

第十一条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜十七 (略)

十八 貸金業を営む者及び短資業者等(貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第八十一号)第一条第二号から第五号までに掲げる者をいう。)に関する制度の企画及び立案に関すること。

十九〜二十六 (略)

2 (略)

(総務課の所掌事務)

第十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜五 (略)

六 次に掲げる者の監督に関すること。

イ〜ニ (略)

ホ 貸金業を営む者

ヘ〜カ (略)

七〜十一 (略)

十二 住宅金融会社等(貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号及び第五号に掲げる者をいう。)の届出の受理及び実態調査に関すること。

十三・十四 (略)

2 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 短資業者(貸金業法施行令第一条の二第三号に掲げる者をいう。)の届出の受理及び実態調査に関すること。

2 (略)

十三・十四 (略)

2 (略)

(銀行第一課の所掌事務)

第二十条 銀行第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 短資業者(貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第三号に掲げる者をいう。)の届出の受理及び実態調査に関すること。

2 (略)

改正案	現行
<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関する事。</p> <p>イ〜チ （略）</p> <p>リ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関</p> <p>ヌ〜レ （略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>イ〜ソ （略）</p> <p>ツ 貸金業を営む者、貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関</p> <p>ネ〜ム （略）</p>	<p>（検査局の所掌事務）</p> <p>第三条 検査局は、次に掲げる事務をつかさどる。ただし、第二号に掲げる事務については、証券取引等監視委員会の所掌に属するものを除く。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 次に掲げる者の検査に関する事。</p> <p>イ〜チ （略）</p> <p>リ 貸金業を営む者及び貸金業協会</p> <p>ヌ〜レ （略）</p> <p>（監督局の所掌事務）</p> <p>第四条 監督局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 次に掲げる者の監督に関する事。</p> <p>イ〜ソ （略）</p> <p>ツ 貸金業を営む者及び貸金業協会</p> <p>ネ〜ム （略）</p>

2
二五十三
(略) (略)

2
二五十三
(略) (略)